

報告第 1 3 号

専決処分の報告について《消防団消防ポンプ自動車物損事故（R4. 4. 24 網野町生野内）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 7 月 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 1 2 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 6 月 2 7 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町生野内地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 4 年 4 月 2 4 日、火災想定訓練後の水利点検に参加していた消防団員が、網野町生野内地内の市道生野内大谷線で車両を方向転換させる際、市道上に駐車していた車両に接触し、相手方車両のバンパーを損傷させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 5 9 , 4 9 9 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町在住 個人